

対象業種を追加しました！

三原市頑張る中小事業者 応援給付金支給事業

広島県の新型コロナ感染拡大防止集中対策等による市外・県外への外出・移動の自粛により、売上減少等の影響を受けた市内事業者を三原市が応援します！

◆対象

県内に本店を有し、市内に事業所を有する
中小企業者(個人事業主を含む)

◆支援額 1事業者につき

30万円

◆支給対象(複数業種を営んでいる場合は、主たる事業として)

宿泊事業者、交通事業者、観光事業者(土産品販売等)、印刷事業者、衣料品販売事業者、貸衣しょう業者、写真業者、旅行業者、冠婚葬祭業者、化粧品小売業者、理・美容業者(理髪店、美容院)、運転代行業者、イベント事業者、切花小売業者、宝飾品小売業者、エステティック業者、ネイルサービス業者、クリーニング業者

追加業種(下線の事業者)

申請手続きについて(必要書類については裏面をご覧ください)

申請期間

令和3年4月5日(月) ~ **令和3年7月16日(金)**

申請方法

申請書(市HP、市役所1階ロビーにあります)に本紙裏面に記載している必要書類を添えて、三原商工会議所または三原臨空商工会による事前確認を経たうえで、三原市(商工振興課)に提出してください。

申請要件

県内に本店を有し、市内に事業所(店舗)を有する中小企業者で、右の全てに該当する者

- ① 中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業主を含む)
- ② 主たる事業として、支給対象に掲げる業種に属する事業を営んでいる者(複数事業を営んでいる場合は売上が最も多い業種)
- ③ 令和2年12月~令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比で30%以上減少していること。(新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。)
- ④ 令和3年1月1日までに事業を開始している者
- ⑤ 県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言している者
- ⑥ 「三原市暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等に該当しない者
- ⑦ この事業の実施内容で、国、県、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付金等を受けていない者
- ⑧ 市税の滞納がない者

裏面へつづく

必要書類

申請様式はホームページからダウンロードしていただくか、市役所または各支所で入手できます。

- ① 頑張る中小事業者応援給付金支給申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ 本店(住所)の所在地が分かる書類
【法人】申請日の90日前までに発行された登記事項証明書の写し
【個人】運転免許証、住民票、保険証等の写し
- ④ 市内に事業所(店舗)を有することが分かる書類
【法人】許可証、納品書、ホームページなど(本店が市外の場合のみ)
【個人】確定申告書(令和2年分の青色申告決算書・収支内訳書)、もしくは許可証、納品書、ホームページなどで所在地が確認できるもの
- ⑤ 許可証、免許証等の写し(許認可や資格等が必要な業種のみ)
 - ・ 宿泊事業者(旅館業法に基づく営業許可証)
 - ・ 交通事業者(道路運送業法に基づく旅客自動車運送業の許可証)
 - ・ 理容業者(理容師法に基づく免許証)
 - ・ 美容業者(美容師法に基づく免許証)
 - ・ 運転代行業者(自動車運転代行業に係る認定書)
 - ・ クリーニング営業者(クリーニング業法に基づく確認証)
- ⑥ 営業確認書類
直近の確定申告書の写し(税務署の收受印またはメール詳細で提出したことが確認できるもの)
【法人】法人税確定申告書 別表一
【個人】確定申告書(令和2年分の「確定申告書B 第一表」)
- ⑦ 営業の実態が分かる店舗の内外観・販売状況が分かる写真、チラシ等
- ⑧ 売上が分かる書類 ※複数業種を営んでいる場合は、主たる事業のもの
令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上台帳の写し及び前年同月の売上台帳の写し
- ⑨ 県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し
- ⑩ 振込先口座の写し
表紙のうら面(金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義人が記載されているページ)
- ⑪ 申請チェックシート

【事前確認のための連絡先】 **※事前予約のうえ申請書を持参してください。**

三原商工会議所 (住所)三原市皆実四丁目8番1号 (TEL)0848-62-6155

三原臨空商工会 (住所)三原市本郷南六丁目3番26号 (TEL)0848-86-2238

【申請先・お問い合わせ先】

三原市 経済部 商工振興課 (市役所本庁舎3階)

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話:0848-67-6072 FAX:0848-64-4103

詳しくは

三原市 緊急経済対策

検索

でご確認ください。